

第1章 あきる野市の環境の現状

あきる野市は、都心から40～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。平坦部は秋留台地からなり、南に秋川、北に平井川が流れ、市街地は二つの川沿いに形成しています。

本市は、市域の面積(7,334ha)の約6割を森林が占めており、多摩地域でも豊かな自然が残っています。その一方で、農地は年々減少を続け、宅地が増加傾向にあります。

本章では、あきる野市の環境の現状について、市が実施した環境調査結果を掲載するとともに、各分野(自然環境分野、生活環境分野、エネルギー環境分野、人の活動分野)の取組について概説します。

1 自然環境分野

自然環境保全の取組

1) 市民参加による自然環境調査の実施

市内の森林や雑木林、農地などにおいては、生産価値の低下、林業・農業関係者の高齢化・後継者不足などの様々な要因によって、適正な維持管理が十分に行われていない状況にあります。

市では、市域の自然環境の状況を把握し、自然環境の保全すべき地域の設定や保全策の検討を行うため、平成21年度から平成23年度までの3年間で、自然環境調査を実施しました。この調査は、本市の自然に専門的な知識を有する方をはじめ、多くの市民の協力により実施されました。調査結果は、報告書としてとりまとめるとともに(平成24年度中に発行予定)、あきる野の自然環境を身近に感じてもらうよう、リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」で紹介しています。

平成24年度以降も引き続き調査を実施していきます。



＜リーフレット「知って守ろうあきる野の自然」＞

2) あきる野百景の周知・活用

本市にとって自慢となる、未来の子どもたちに残したい「おらがまちの自慢の場所」として選定した「あきる野百景」（平成 21 年度決定）を広く市民に周知するため、リーフレットを作成し、配布を行っています。また、「あきる野百景」を中心に、指定文化財や花の名所、里山などをめぐりながら、地域の良さを再発見し、郷土愛を育んでいくことや健康づくりを目的とした「みんなで歩くあきる野百景めぐりマップ」を発行し、配布を行っています。これらは、市民の方はもとより、市外からの観光客の方々にも活用していただける内容となっています。



＜リーフレット「あきる野百景」＞



＜あきる野百景めぐりマップ＞



2 生活環境分野

1) 河川の水質

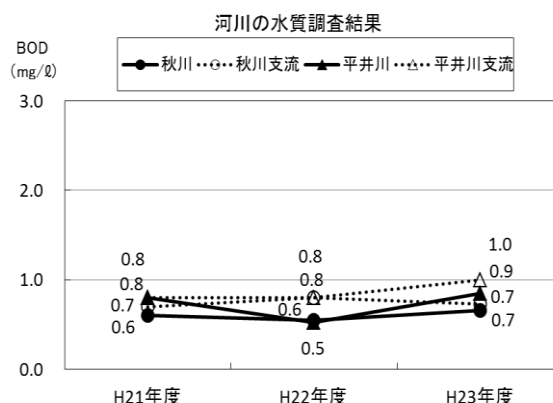
市では、良好な生活環境を維持するために、市内 18 か所で、年 4 回の水質調査を実施しています。

水質汚濁の指標となる BOD を見ると、秋川は良好な水質を維持しています。また、平井川も秋川よりわずかに値は高いものの良好な水質を維持しています。いずれの河川も平成 23 年度は環境基準を達成しています。

また、秋川支流及び平井川支流についても低い値を示しており、良好な水質が維持されています。

* BOD：生物化学的酸素要求量

水中の汚物を分解するため微生物が必要とする酸素の量。
値が大きいほど水質汚濁は著しいといえる。



データは、各河川の複数地点で年間 4 回（5・8・11・2 月）実施している測定結果の平均値である。

河川環境基準

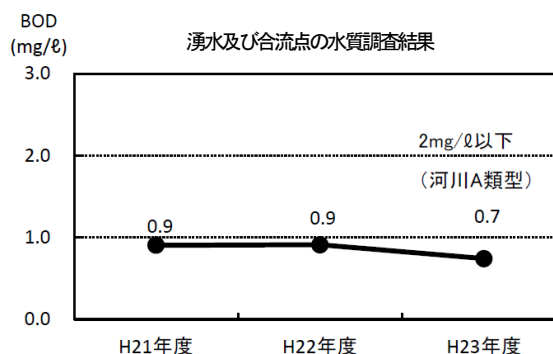
類型	河川名	環境基準
河川 AA 類型	秋川	1mg/ℓ 以下
河川 A 類型	平井川	2mg/ℓ 以下

2) 清流保全条例施行に伴う湧水及び合流点の水質調査

本市は、河川沿いの崖線や秋留台地の縁の部分から湧水が流出しており、良好な自然環境を形成する大きな要素の一つとなっています。市では、年 1 回、湧水 17 か所、河川との合流点 19 か所で水質調査を実施しています。

各湧水での BOD をみると、低い値を示しており、良好な水質が維持されています。

今後も引き続き良好な水質が維持されるよう監視を続けていきます。



データは、各地点で実施している測定結果の平均値である。

3) 地下水汚染調査

地下水は、身近な資源として利用されるだけでなく、環境を形成する上でも重要な要素の一つとなっています。

市では、市街地を概ね 2 キロメートル四方に区切り、その中の 7 か所（工場、事業所、住宅地近辺）の井戸水を採取し調査を行っています。

過去 3 年間、全ての地点において、環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

なお、調査項目と環境基準は右表に示すとおりです。

地下水環境基準

調査項目	環境基準
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ

4) 道路沿道調査

市では、市内の道路の4か所（国道411号線、都道166号線、五日市街道、睦橋通り）において騒音及び交通量を調査し、道路沿道環境の実態を把握しています。

調査結果では、要請限度を超過している場所はありませんが、今後、引き続き監視を続け、必要に応じて道路管理者等に騒音低減措置を要請していきます。

道路沿道調査結果

調査場所	*等価騒音レベル(dB)		*要請限度			交通量(台/10分)	
	昼間	夜間	*区域	昼間	夜間	昼間	夜間
国道411号線	70	67	b	75	70	170	37
都道166号線	69	64	a	75	70	151	33
五日市街道	65	59	c	75	70	102	14
睦橋通り	66	62	b	75	70	220	48

データは、平成23年10月12～13日に実施した市内4か所の調査結果である。

* 等価騒音レベル：一定時間に測定された多数の騒音データを、エネルギー量で平均して何dBの騒音に相当するかを求めたものである。

* 要請限度：環境省令で定める自動車騒音又は道路交通振動の限度。区市町村長は、要請限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会に対し措置をとることを要請できることになっている。

* a区域：第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域をいう。

* b区域：第1・2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域をいう。

* c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。

5) 大気中ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成される物質です。

市では、あきる野市役所、五日市出張所の屋上において年1回の測定を行っています。過去3年間の測定結果では、両地点とも環境基準を達成しています。

大気中ダイオキシン類調査結果

調査場所	測定結果(*pg-TEQ/m3)			環境基準
	H21年度	H22年度	H23年度	
あきる野市役所	0.020	0.028	0.011	0.600
五日市出張所	0.016	0.022	0.011	

* pg：ピコグラム。1兆分の1グラム

* TEQ：毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位

6) 二酸化窒素調査

主要道路の交通量増加に伴う自動車の排気ガスの影響把握を目的として、年4回、市内22か所で測定しています。過去3年間の測定結果では、環境基準を達成しています。

二酸化窒素(NO₂)調査結果

測定結果(*ppm)			環境基準
H21年度	H22年度	H23年度	
0.020	0.018	0.015	0.040

データは、各道路で実施している測定結果の平均値である。

* ppm：(parts per million)容積比や重量比を表す単位で、濃度や含有率を示す時に用い、100万分の1を1ppmという。
例えばNO₂が1ppmとは、空気1m³中にNO₂が1cm³含まれる場合である。

7) 一般大気調査

浮遊粉じんは、大気中で気体のように長期間浮遊している粒子です。また、浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

市では、市内 15 か所について、浮遊粉じんの全体量を測定しています。浮遊粉じん量については、環境基準が設定されていないため、参考として浮遊粒子状物質の環境基準と比較しましたが、過去 3 年間の測定結果では、環境基準を達成しています。

浮遊粉じん調査結果

測定結果(mg/m^3)			(参考) 浮遊粒子状物質 環境基準
H21 年度	H22 年度	H23 年度	
0.0433	0.0316	0.0087	0.100

データは、各調査場所で行っている測定結果の平均値である。

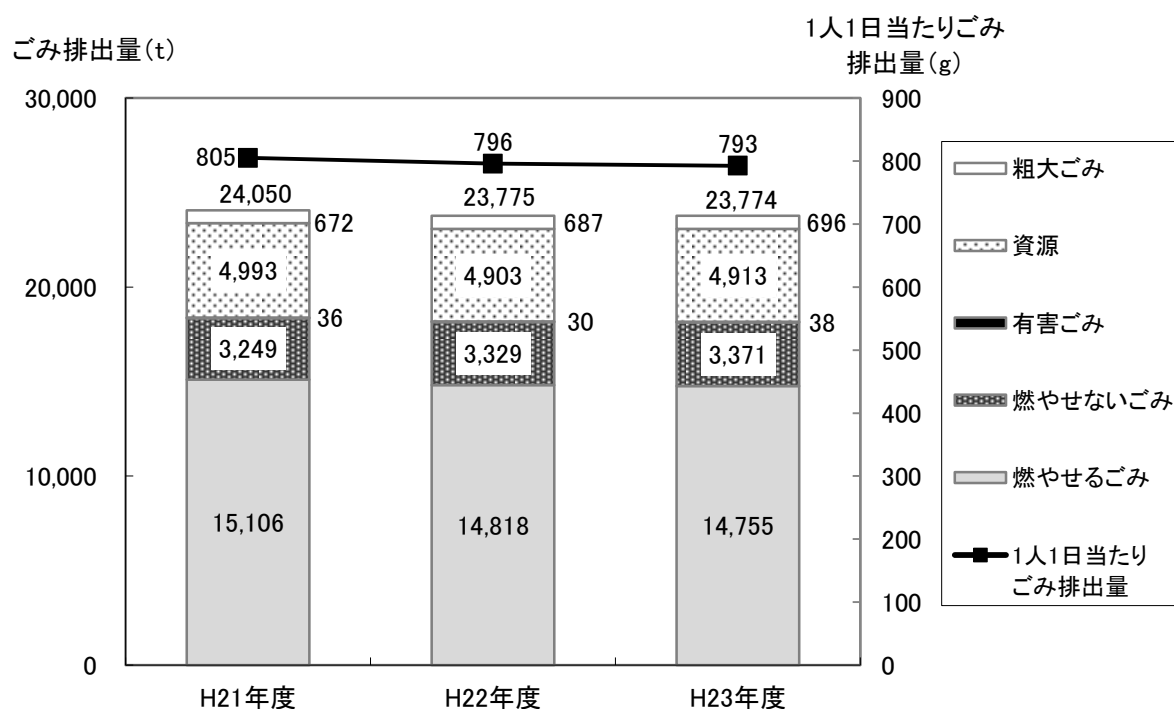
8) ごみ排出量

平成 23 年度のごみ総排出量は 23,774 トンで、前年度より約 1 トン減少のほぼ横ばいの状況です。1 人 1 日当たりのごみ排出量は 792.5 グラムで、全国の 1 人 1 日当たりのごみ排出量 994 グラム（平成 21 年度）*より少なくなっています。

今後ごみの減量に向け、簡易包装の商品を選ぶ、ものは長く大切に使う、生ごみは捨てる前にひと搾りする、資源化できるものは資源として出すなど、生活の中で一人ひとりがごみを出さないようにすることが重要です。

* 資料：「平成 24 年版 環境統計集」（環境省）

ごみ排出量の推移



9) 放射線・放射性物質の測定

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受け、市は、公共施設等の空間放射線測定、食品放射性物質検査を実施しています。

空間放射線については、平成 23 年 7 月に市内 68 か所の公共施設等の測定を実施し、その後、6 施設を定点として、週 1 回の測定を実施し、随時市のホームページに掲載するとともに、とりまとめたデータを市広報でお知らせしています。その後、国や他の自治体及び報道機関などからの情報に加え、



＜放射線測定の様子＞

文部科学省による航空機モニタリングの結果から市の西部地区の山間部において、比較的高い放射線量が示されたことや、幸い流通はしていませんでしたが、市内産の茶葉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されるなど、市を取り巻く状況が変化し、市民の不安を少しでも解消するため、空間放射線量の測定を強化することとしました。平成 23 年 11 月から 12 月にかけては、定点 6 施設の建物の雨水が集まる場所やその出口、植物やその根元など、高い放射線量が予測されるポイントを週 1 回測定していくとともに、文部科学省による航空機モニタリングの調査結果を受け、市の要請に基づき、東京都で実施した西部地域の 8 か所についても定期的に測定し、その結果を公表しています。また、市立小中学校、公園等、市民生活に関わる公共施設等の高い放射線量が予測されるポイント 233 施設 718 地点を測定し、公表するとともに、国（環境省）が示している毎時 0.23 マイクロシーベルト（追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト）を超えた 28 施設 45 地点については、除染を実施し、経過観察を継続しています。

食品放射性物質検査については、東京都と J A 東京中央会で「都内産農産物の放射性物質の影響に係る対策会議」を設置し、平成 23 年 3 月から検査を開始し、あきる野産の農産物等も随時検査が実施され、茶葉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されましたが、幸い流通はされていませんでした。その後、市では消費者庁から放射性物質検査機器を借受け、小・中学校や幼稚園・保育園等で使用される食材、秋川と五日市のファーマーズセンター及び瀬音の湯の直売所で販売される農産物について、平成 24 年 3 月から食品の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、厚生労働省の定める基準値を超えるものはありませんでした。

引き続き、空間放射線量率の測定や食品等の放射能検査を実施し、随時公表を行い、市民の皆様の安全安心に取り組んでいきます。

市が実施した詳しい測定結果は、資料編に掲載しています。

3 エネルギー環境分野

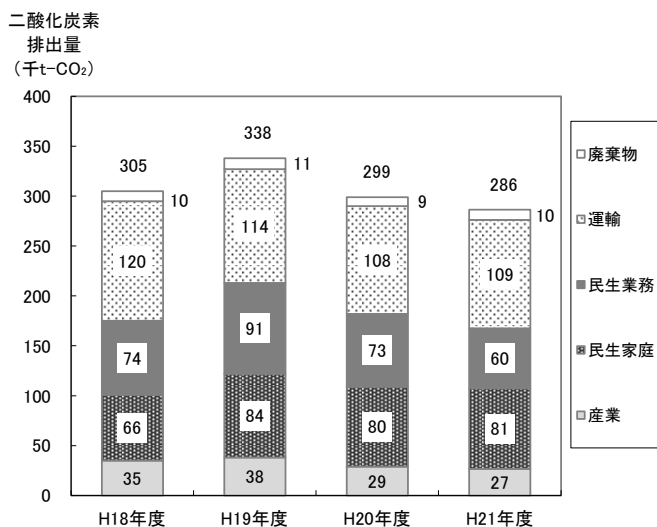
3-1 地球温暖化とあきる野市の温室効果ガス排出量

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素（CO₂）などの熱を吸収する性質のある「温室効果ガス」が、人間の経済活動などに伴って増える一方、森林破壊などによって CO₂ の吸収が減少したことにより、地球全体の気温が上昇する現象のことです。温暖化の進行により、異常気象や自然生態系、農業への影響などが懸念されています。

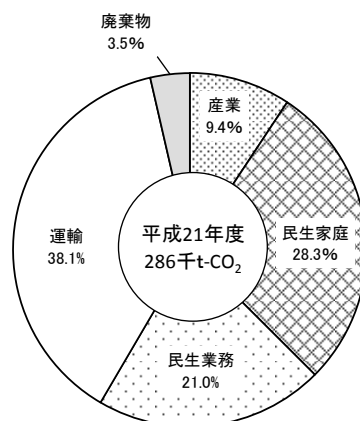
あきる野市の温室効果ガス排出量は、環境基本計画策定時（平成 17 年度）の 33 万 3 千トン CO₂ から平成 19 年度に一旦増加しましたが、平成 21 年度は、平成 20 年度と比較すると 3.9% 減少し、約 30 万トン CO₂ でした。

また、温室効果ガス排出量の 96% を占める二酸化炭素についても、平成 17 年度の約 32 万 4 千トン CO₂ から、平成 21 年度には約 28 万 6 千トン CO₂ へ減少しています。平成 21 年度の二酸化炭素の排出内訳は、運輸部門が 38.1% と最も多く、次いで民生家庭部門、民生業務部門となっています。

あきる野市における二酸化炭素排出量の推移



あきる野市における部門別二酸化炭素排出量の内訳



資料：「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2009 年度）」

（オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

3-2 市役所での温暖化対策の取組

市では、平成 13 年度から平成 17 年度までの 5 年間に渡り、「第一次地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、温暖化対策に取り組んできましたが、より一層の温暖化防止対策を推進するため、平成 20 年 7 月に「第二次地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、取組を進めています。

■あきる野市第二次地球温暖化防止対策実行計画

計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度（5 年間）

計画目標：施設の増改築等を見込んだ平成 24 年度における温室効果ガス排出量 5,316 トン CO₂（基準排出量）より 6%削減（目標の達成は、気候差を考慮し、平成 23 年度及び平成 24 年度における温室効果ガス排出量の平均値から判断する。）
→目標排出量 4,997 トン CO₂

取組内容：○公用車の低公害車・良燃費車の導入率を把握し、向上させる。
○機器の省エネルギーモードの設定の適用などにより、使用面での省エネルギーを行う。
○照明か所を全て確認し、不用部分の間引きの実施又は常時消灯を徹底する。など

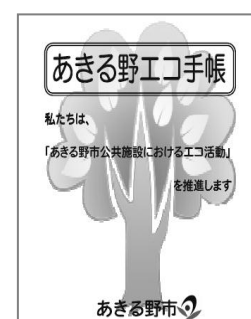
温室効果ガス排出量の推移

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	目標値
総排出量 (トン CO ₂)	5,020	4,835	4,533	4,706	4,184	4,997

推移のとおり、平成 23 年度の温室効果ガス排出量は目標を達成しています。今後も、省エネルギーに配慮した取組を進め、温室効果ガス排出量のさらなる削減を目指します。

3-3 あきる野エコ活動

市では、平成 21 年 10 月から、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」に代わり、市独自の環境マネジメントシステム「あきる野エコ活動」を策定し、取組を進めています。エコ活動は、本庁舎のみを対象にしていた ISO14001 に比べ、対象施設を 27 の公共施設に拡大するなど、各職場の一人ひとりの意識やノウハウを高め、より積極的に取り組むことで、さらなる省エネルギー、省資源、廃棄物削減などを目指しています。特に平成 23 年度は東日本大震災をきっかけに、より節電等に取り組みしました。



<あきる野エコ手帳>

3-4 エコドライブ講習会

重点的に取り組むべき施策として定められているエコドライブをさらに進めるため、市職員を対象にエコドライブ講習会を開催しました。

■実技講習会

東京都環境局及び拝島自動車教習所の協力を得て、講習会を実施しました。

講習会終了後、参加者に対し、講習前・講習後の数値の比較や CO₂ 削減量等を示したエコドライブ講習診断書を発行しました。

開催日：平成 24 年 1 月 23 日

会 場：拝島自動車教習所

参加者：6 人



＜エコドライブ実技講習会の様子＞

■座学講習会

経済産業省エコドライブ普及推進事業を活用し、意識啓発のための講習会を実施しました。

開催日：平成 24 年 2 月 7 日

会 場：あきる野市役所

参加者：第 1 回 59 人

第 2 回 57 人



＜エコドライブ座学講習会の様子＞

3-5 環境家計簿

平成 20 年度に策定した「省エネ型生活 10 か条」をさらに普及させるため、各家庭で月々のエネルギー使用量からどのくらいの温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿」の普及を図っています。月々のデータを記録することで、私たちの生活から排出される二酸化炭素の量の目安がわかり、省エネに対する意識のさらなる向上を目指します。



＜あきる野市 環境家計簿＞

3-6 省エネモニター

市では、省エネモニターの募集を行っています。また、平成 22 年度からは、新エネルギー・省エネルギー利用機器設置費補助金の交付を受けた方もモニターに加わり、平成 23 年度には 92 人の省エネモニターが、「省エネ型生活 10 か条」を中心とした省エネ生活に取り組んでいます。モニターから提

出されたデータは、家庭ごとにグラフ化したものや省エネのひと工夫をとりまとめ、各モニターにフィードバックするとともに、CO₂ 排出量やエネルギー使用量の平均値を市ホームページで公開しています。

平成22年度登録モニター

私のひと工夫

平成22年度にご登録いただいたモニターの皆さんが各家庭で実践している省エネ活動「私のひと工夫」をまとめました。

エアコン・冷暖房の工夫

- 車や家のエアコンは極力使わない。
- エアコンの使用時間を短くする。
- 埋め込み型エアコンなどで、個別ブレーカーで落としている。
- 帰宅後、すぐにエアコンを入れず、窓を開け室内の熱を追い出してから入れる。
- 冷暖房を使用するときは、なるべく一部屋にする。
- 暖房は1℃でも下げて、夏の冷房は1℃上げて使用するようにする。
- 冷暖房を使用するときは、ドアの開閉に気をつけて、効率性に配慮する。
- 冷暖房を使用するときに、電源コンセントにタイマースイッチを使用し、「連続利用」せずに使用する。
- ファンヒーター（灯油）は朝1時間のみ使用。
- 夏は涼しい、冬は暖かい服装でエネルギー消費を少なくするよう常に注意を払い、行動する。
- 暖房はなるべく使わず湯たんぽで代用。

家電の工夫

- 冷蔵庫の設定温度に気をつける。
- 省エネタイプの家電に買い替える。
- 使用していない電化製品のコンセントを抜く。
- 照明をLED（省エネ型電球）に替えた。
- 電気ポットの使用を止めて、保温ポット（魔法瓶等）を使用。
- 炊飯器の保温をやめる。
- 洗濯機は全自動でも手動で、時間も水も節約できる（毎日の洗濯物は軽い汚れなので、あまり長くすると市も備わります）。すざも一度にしている。
- トイレの便座の電気を消し、カバーをつける。
- 庭用のソーラーライトを室内に設置、室内灯として活用。リビング、廊下などに活用。停電時にも活用。
- テレビゲーム機は撤去した。
- 電気がまを使用せず、ガスで炊飯。

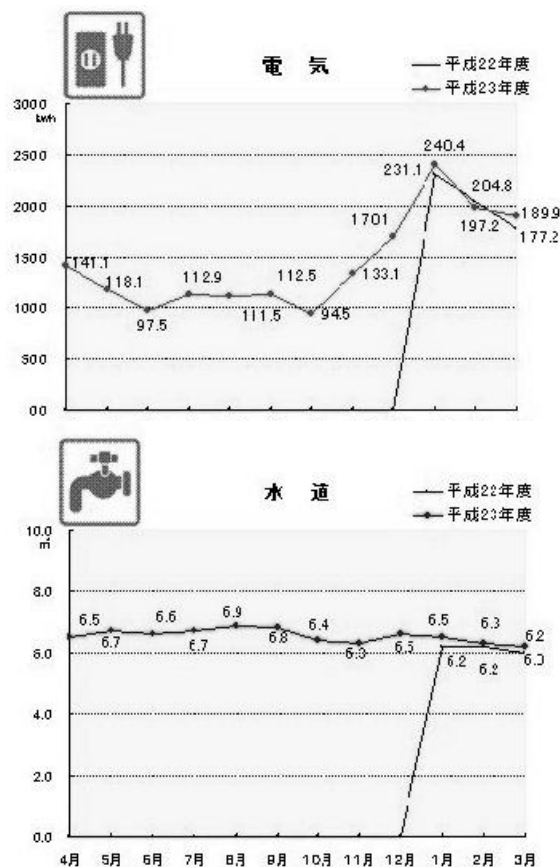
自動車の工夫

- 自動車の使用を控える。
- 自動車を使わず、徒歩、公共交通機関や自転車を活用する。
- 自動車に乗るときは必要以上の荷物は積まない。
- 自動車の暖気運転は極力短くする。
- 自動車をハイブリット車に替えた。

お風呂の工夫

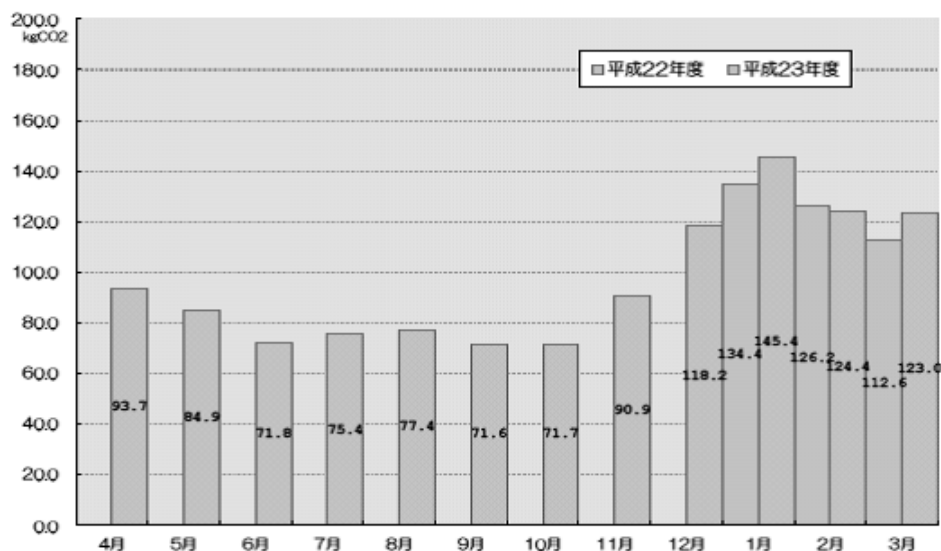
- 入浴するときは間をあけずに続けて入る。
- 入浴頻度を半減し（毎日一風呂）、暖かい時期はシャワーを利用する。
- シャワーを使用せず、浴槽の湯を使用している。
- 風呂の残り湯を洗濯・打ち水・トイレなどに利用している。
- 家族全員でお風呂に入る。

あきる野市環境経済部環境課環境・緑化係 042-558-1111 内線2515



<省エネモニターへのフィードバック>

1人あたりの二酸化炭素（CO₂）排出量

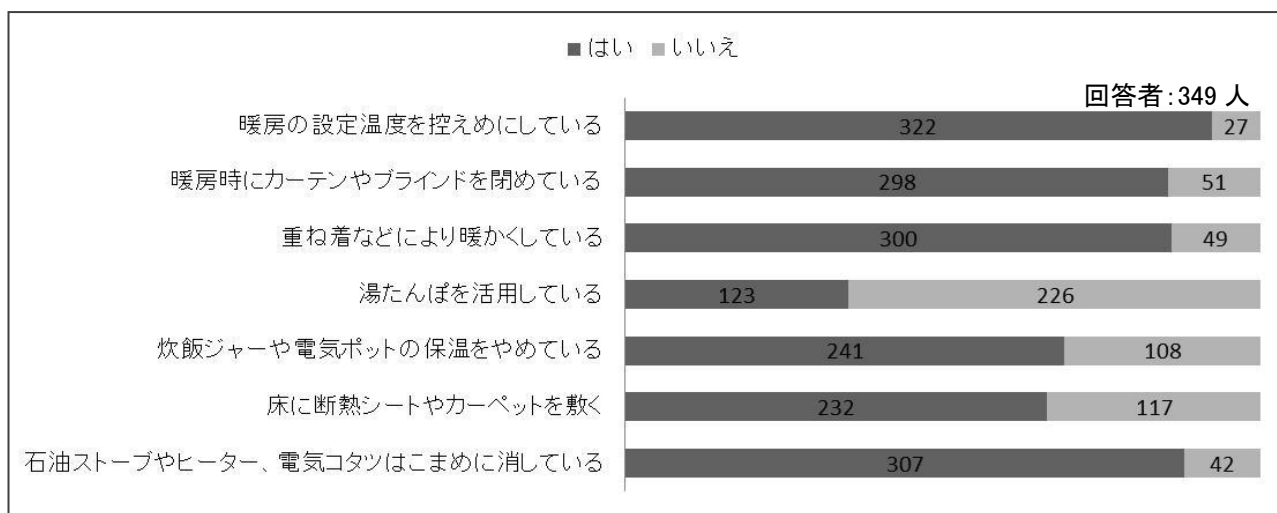


<省エネモニター結果（市ホームページより）>

3-7 冬の省エネ・節電アンケート

あきる野市環境委員会では、市民の「冬の省エネ・節電」の取組状況を調査するため、平成 23 年 11 月 12 日（土）、13 日（日）に開催された産業祭会場において、来場者を対象にアンケート調査を実施し、349 人の方から回答を得ました。調査では、次の項目の中でこれまで取り組んでいるものについて質問しました。調査の結果、多くの方が冬も省エネに関心を持ち、取り組んでいることがうかがえました。

<アンケート結果>



3-8 新エネルギーの活用

公共施設では、平成 21 年度に前田小学校に 3.96kw、御堂中学校に 15kw、平成 22 年度には屋城小学校に 3.08kw の太陽光発電システムを設置し、電力使用量の一部を賄っています。

また、平成 23 年度は、家庭や事業所での新エネルギーの導入を促進するため、太陽エネルギー見本市（詳細は 3-9 に記述）を開催し、情報提供や PR を行うとともに、家庭における新エネルギー・省エネルギー機器設置の際の補助を行いました。

3-9 太陽エネルギー見本市

市では、市内の新エネルギー・省エネルギー機器の普及拡大を目指し、平成 23 年 5 月 21 日（土）に開催されたリサイクルフェア会場内で、東京都の協力を得て「太陽エネルギー見本市」を実施しました。

太陽光発電システムや太陽熱利用機器の紹介をするとともに、太陽熱による手湯の体験や太陽光発電で動く玩具の展示を行いました。また、市で実施する家庭における新エネルギー・省エネルギー機器設置補助事業やあきる野商工会の住宅改修工事等助成事業の情報提供を行いました。



<太陽エネルギー見本市の様子>

3-10 東日本大震災に伴う電力不足への対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響による電力不足への対応として、市では、公共施設における節電や家庭・事業者への呼びかけなど、夏期・冬期を通じて対策を実施しました。

1) 夏の節電対策

市では、国の「夏期の電力需給対策」及び東京都からの節電啓発などの実施要請を受け、夏期における 15%以上の節電目標と目標達成のための節電プログラムを設定し、徹底した節電に取り組みました。また、家庭や事業者に対しても、市広報やホームページ、チラシの配布等を通じて、更なる節電の呼びかけを行いました。

【節電プログラムの内容（一部）】

照明の節減、エレベーターの利用自粛、28℃の適温冷房の設定、クールビズの早期導入・期間延長、グリーンカーテンの試行、ノー残業デーの追加など

【市の推進活動】

市職員全員が「COOLBIZ」のロゴを入れた名札を着用し「節電クールビズ」を推進しました。

2) 冬の節電対策

夏に引き続き、電力需要が高くなる冬期においても、市では具体的な取組項目を定め、節電対策に取り組みました。また、家庭や事業所へも市広報やホームページ、パンフレットの配布を通じて、節電の呼びかけを行いました。

【市の主な節電対策】

照明の節減、エレベーターの利用自粛、ウォームビズの導入など

【市の推進活動】

市職員全員が「WARMBIZ」のロゴを入れた名札を着用し「節電ウォームビズ」を推進しました。

4 人の活動分野

4-1 一斉清掃

市では、町内会・自治会、秋川漁業協同組合（五日市地区）、PTA 等の協力により、春、秋の年2回、市内各地の道路や河川などの清掃を実施しています。

なお、主な活動実績は、次のとおりです。

あきる野市一斉清掃概要

	平成 23 年 春	平成 23 年 秋
参加人数(人)	15,356	15,423
回収量(t)	26.32	27.98



＜一斉清掃の様子＞

4-2 リサイクルフェア

市では、ごみ減量化・資源化をはじめとする環境問題について、資源循環型社会の構築に向けて、市民のみなさんの意識の啓発を図ることを目的とし、春、秋の年 2 回、リサイクルフェアを実施しています。また、第 33 回リサイクルフェアでは、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の一環でカーボン・オフセットクレジットを共同購入し、イベントで排出される温室効果ガスのうち、資機材の運搬、発電機の使用、関係者や来場者の会場への移動で排出される温室効果ガス 2.0 トン CO₂ を対象に、岩手県釜石市が行っている森林保全活動の取組（J-VER）で埋め合わせ（オフセット）しました。

なお、主な活動実績は、次のとおりです。

あきる野市リサイクルフェア概要

	第 32 回	第 33 回
実施日	平成 23 年 5 月 21 日(土)	平成 23 年 11 月 12 日(土)
会 場	都立秋留台公園	都立秋留台公園
参加者数(人)	4,000(推定)	12,000(推定)

■主な催事

- ・ フリーマーケット
- ・ リサイクル品（家具等）再利用コーナー
- ・ 修理屋さんコーナー（おもちゃ修理、包丁研ぎ）
- ・ ごみ会議コーナー（生ごみ堆肥化講習会、落葉堆肥化の啓発）
- ・ 環境問題啓発用絵画（図画）・ポスター展示コーナー
- ・ 環境コーナー 廃食油石けんの無料配布 など



＜リサイクルフェアの様子＞



＜カーボン・オフセットの啓発ポスター＞

4-3 産業祭「エココーナー」

市では、市民に環境に対する意識を高めてもらうため、産業祭会場内に、「エココーナー」を設けています。平成23年11月12日（土）、13日（日）に開催された産業祭では、市内の事業者に出店（展）してもらうとともに、あきる野市環境委員会でもブースを設けました。ブースでは、「冬の省エネ」をテーマに、冬の省エネ・節電アンケート調査を実施（調査結果はP.13 3-7に掲載）するとともに、省エネ啓発に関するリーフレット「試してみよう！おうちの冬の省エネ」を作成し、配布しました。また、ウォームビズや体を温める食材の紹介、生姜黒糖紅茶の試飲、環境委員が実践している環境により取組の紹介などを行いました。



＜産業祭「環境展」の様子＞



＜リーフレット「試してみよう！おうちの冬の省エネ」＞ ＜環境により取組（環境委員編）＞

4-4 港区環境交流事業

市では、戸倉の刈寄地区に「みなと区民の森」を設けるなど、これまで港区と交流を図ってきています。こうしたことから、海に面した自然を有する港区と山や川などの自然を有するあきる野市のそれぞれの特性を活かし、平成 18 年度から子どもたちの交流事業を行っています。

平成 23 年度は、11 月 19 日（土）に 7 人の参加を得て、六本木ヒルズで港区の先進的な環境への取組を学ぶとともに、あきる野市の間伐材と伝統和紙「軍道紙」を利用し、ランプシェード作りをしました。



<見学の様子>



<ランプシェード作りの様子>

4-5 自然環境調査におけるイベント

市では、平成 21 年度から実施している自然環境調査の中で、市民の方により自然を知ってもらうため、また、より自然に親しんでもらうために、市民が参加できる体験型のイベントを実施しています。

平成 23 年度は、雨武主神社の森の調査と「まぼろしの五日市湖」をテーマに地質や化石の観察会を行いました。

自然環境調査におけるイベントの概要

	ガサガサで生き物調べ	雨武主神社の森を調べよう	自然観察会
実施日	平成 23 年 8 月 27 日	平成 23 年 11 月 23 日	平成 23 年 11 月 26 日
参加人数	中止(雨天・増水)	6 人	16 人
主 催	自然環境調査部会 動物班	自然環境調査部会 植物班	自然環境調査部会 地質班



<雨武主神社での胸高直径計測の様子>



<自然観察会での地質観察の様子>

4-6 ごみ会議

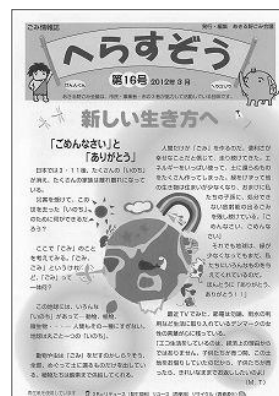
「あきる野ごみ会議」は、市民・事業者・市が協働し、ごみ発生抑制の推進などを目的として、平成16年11月に設置されました。

ごみの減量やリサイクルの重要性を市民にPRするための「ごみ情報誌（へらすぞう）」の発行や市民・事業者・市はそれぞれどのように行動し、どのように協力できるのか、などを考えながら、ごみ減量に向けての活動をしています。

なお、主な活動実績は、次のとおりです。

■平成23年度ごみ会議活動実績

- ・全体会議11回開催
- ・生ごみ減量PR（生ごみの堆肥化講習会）
- ・落ち葉堆肥化の推進 など



ごみ情報誌「へらすぞう」

4-7 清流保全

市では、市内の河川の浄化及び河川環境の保全を図ることにより、良好な水質及び水量が確保された流水と親しみある水辺環境とが織り成す清流を守り残すため、平成15年3月に清流保全条例を制定し、「清流保全協力員」を設置しました。

清流保全協力員は、町内会・自治会の代表、市内の河川に関係する団体等からの代表による計24人で組織しており、河川の水質調査、ホタルの生息状況の調査などを実施しています。

4-8 ホタルの里づくり

市では、地域における自然環境の保全と住みよいまちづくりを推進するため、町内会・自治会を中心として行うホタルの里づくり事業について、補助をしています。平成23年度は、3団体に補助を行い、1団体に公園内の清掃や水路の美化などによるホタルの保全活動を委託しました。

また、商工観光課においても、地域活性化の一環として1団体に対し支援を行っています。

4-9 違反広告物撤去

市内の道路、水路、公園などに違法に設置された立看板や広告物などについて、平成17年2月に、市民と市が協働で撤去し、安全な歩行者空間の確保及び美観風致の維持を図り、市民の生活環境を保全することを目的に「あきる野市違反広告物撤去協力員制度」を制定しました。平成24年3月現在202人の方が登録し、日々活動を実施しています。市でも、毎月の道路パトロール等において違法看板撤去を実施しています。平成23年度は市民と市で合わせて1,730枚を撤去しました。

4-10 環境委員会

あきる野市環境委員会は、環境基本計画の望ましい環境像である「歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野」の達成を目指す、市民、事業者、市の協働組織で、市民 12 人（公募 6 人、地区の代表 6 人）、事業者等 6 人、市職員 2 人）の計 20 人で構成しています。環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価や、市民・事業者・市の協働による取組の企画や推進を行っています。

平成 23 年度は、計 4 回の会議を開催しました。

会議開催日と主な会議の内容

	開催日	主な会議の内容
第 4 回	平成 23 年 9 月 28 日	環境白書（環境基本計画の重点施策の進捗状況の評価等）について審議・検討を行いました。
第 5 回	平成 23 年 11 月 4 日	環境白書（環境基本計画の重点施策の進捗状況の評価等）について審議・検討を行いました。
第 6 回	平成 24 年 1 月 30 日	環境基本計画の施策進捗状況の点検評価の仕方について検討を行いました。
第 7 回	平成 24 年 3 月 27 日	環境基本計画の施策進捗状況の点検評価の仕方、グリーンカーテンの取組について検討を行いました。